

資 料 2

「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業
に係る電子ファイル作成業務委託

業 務 仕 様 書

令和7年6月

岩手県教育委員会事務局保健体育課

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施している「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業について、児童生徒の取組状況及び取組の記録を可視化できるファイルを電子媒体により作成すること、及び記録されたデータに係る集計ツールを構築することの業務について、概要や仕様を明らかにするものである。

1 本業務の目的

「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業に係る取組について、児童生徒の行動記録を入力して取組記録を可視化することで、自己の生活に対する自覚化・行動変容を促し、取組の習慣化を図る。

児童生徒の行動記録を集計し、分析結果を今後の取組に生かす。

＜「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業とは＞

各学校において「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組を推進することにより、児童生徒の「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を形成し、健康の保持増進を図ることを主な目的とする事業。

令和6年度までは紙媒体の「チャレンジカード」を県教育委員会で作成し、各小学校に配付していたもの。各学校では当該カードを活用して児童生徒の行動を記録するとともに、行動変容を促す等の取組を実施していたもの。

2 本業務の概要

(1) 「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業の趣旨に沿って、児童生徒の個別の取組状況及び取組の記録を可視化することができ、なおかつ記録されたデータを当該校において集計できるよう、Microsoft Office Excel/ Microsoft365 で使用可能なファイル形式で作成すること。

ア 運動習慣・食習慣・生活習慣形成に係るそれぞれの取組の内容について、下記共通取組について学校ごとに1から3は必ず実施できること。

＜共通取組項目＞

- 1 運動習慣…1日60分以上運動する
- 2 食習慣…朝食を食べる
- 3 生活習慣…毎日同じ時間に就寝する

イ 上記アに加え、学校ごとに児童生徒が自由取組を最大3項目設定できること。

ウ 記録は通年で入力可能で、記録した内容は、最低直近2週間を表示可能とすること。

エ 各取組の内容について、取組結果（例：◎…よくできた ○…できた △…もう少しし）等を入力できること。

オ ファイルは、小学校1～3年生用と小学校4年生～小学校6年生、中学校1年生～高校3年生用の3種類を作成すること。

カ 各発達段階において、操作に不慣れな児童生徒及び教職員でも直感的に使用できるものであること。

キ 児童生徒が意欲的に取り組むことができるグラフ・イラスト・メッセージ・アニメーション等の工夫があること。

ク 家庭及び教師のコメントが入力可能であること。

ケ 「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業に係る次の関係資料の閲覧ができること。

- ・岩手型肥満解消ぺっこアプローチ

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/hoken/1047151/1007361.html>

- ・岩手っ子カラダ改革☆LAFF Challenge

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/hoken/1047151/1033424.html>

- ・もうぺっこ噛みましょう！みんなで取り組むカミカミ運動

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/047/151/moupekkokamimashou30.pdf

- ・やってみよう！しゃがみこみ（小）/Let's Try！しゃがみこみ

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/357/yattemiyouasyagamikomi_syougakuseiyoun.pdf

(2) 回収したデータを学級・学年ごとに、一覧形式に集計データにできること。

ア 回収したデータは、学級・学年ごとに一覧形式データで出力できること。

イ 一覧形式データを、学校及び県教育委員会で集計できること。

(3) 作成したエクセルファイルを、試作品として納品し県教育委員会が試用したうえで、県教育委員会の求めに応じて1回修正を行うこと。

3 成果品

提出すべき成果物は、以下の通りとする。

(1) デジタルチャレンジカード（電子媒体） 一式

(2) 納入文書（電子媒体） 一式

ア 操作マニュアル（利用者向け及び管理者向け）

イ 集計ツール操作マニュアル（利用者向け及び管理者向け）

ウ 基本設計書

エ 詳細設計書

4 スケジュール

本業務は、概ね次のスケジュールでの進行を予定していること。

なお、詳細については、岩手県教育委員会と受託者が協議のうえ決定するものであり、次の通りとならない場合もあること。

時期	主な業務内容
令和7年8月～10月	電子ファイル作成、試作品納品
令和7年11月～令和8年12月	試用期間
令和8年1月	成果品納品

5 契約に関する条件

(1) 関係者との連携・調整

本業務は、県教育委員会と十分協議を行いながら進めること。

(2) 業務の再委託

ア 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県教育委員会が書面により了承した場合は、この限りではない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める場合は、その履行状況について県教育委員会に報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県教育委員会が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県教育委員会の承認を得るものとする。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 岩手県教育委員会は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 岩手県教育委員会は、(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる時は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、アあるいはイによる請求があった時は、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、岩手県教育委員会に対して書面により通知しなければならない。

(4) 契約不適合責任

ア 検収完了後、契約の成果物に不適合があると認められる場合は、県は、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。なお、県の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

イ アの場合において、その不適合が県の提供した資料等の性質又は県の与えた指示によって生じたものであるときは、県は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

ウ 受託者がア及びイに定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内であって、かつ県が当該契約不適合を知った時から1か月以内に県から当

該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約の成果物を岩手県教育委員会に引き渡したときにおいて、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(5) 知的財産権の帰属

ア 本業務に係る作業過程において作成した成果物、改修されたプログラムに対する権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、県から受託者に本業務に係る費用が完済されたとき、受託者から県教育委員会へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、県教育委員会が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

イ パッケージ等を利用する場合、受託者が従前から有しているパッケージ等に関する著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合において、県は、当該パッケージ等について開示、利用及び改変を行うことができるものとする。

ウ 受託者は、本業務の成果物に係る著作権者人格権を行使又は主張しないものとする。

エ 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。

オ システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）に係る権利は、県に帰属するものとする。

カ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(6) 機密の保持

ア 受託者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、県教育委員会から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

(ア) 県教育委員会から取得した時点で、既に公知であるもの。

(イ) 県教育委員会から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。

(ウ) 法令等に基づき開示されるもの。

(エ) 県教育委員会から秘密でないと指定されたもの。

(オ) 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県教育委員会に協議の上、承認を得たもの。

イ 受託者は、県教育委員会の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。

ウ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した場合においても、機密が保持される措置を講ずるものとする。

エ 受託者は、検収後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る実行委員会に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、実行委員会から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に岩手県教育委員会に返却するものとする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 49 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(8) その他

本業務の実施に当たり、この仕様書に記載のない事項、またはこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、速やかに県教育委員会と協議を行うこと。

6 受託候補者の選定方法に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定にあたっては、資料 1 「企画コンペ実施要領」に基づき選定する。

(2) 審査会の開催

コンペ参加者によるプレゼンテーションは行わず、企画提案書をもって選考を行う。

(3) 受託候補者の決定

「資料 4 提案審査要領」のとおり。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、受託候補者と岩手県教育委員会が協議のうえ決定する。

(4) 契約結果の公表

岩手県教育委員会は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。